

堺市鳳公園指定管理業務仕様書(案)

令和 5 年 7 月

堺市建設局公園緑地部大浜公園事務所

目 次

1	趣 旨	1
2	施設の内容	1
3	管理運営の基本的な考え	2
4	業務内容	
	(1) 施設の管理に関する業務	2
	(2) 施設等の維持管理に関する業務	5
	(3) その他	8
5	自主事業	10
6	市として求める目標・水準等	12
7	鳳公園配置図等	13

堺市鳳公園（以下「鳳公園」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、鳳公園の指定管理者が行う業務の内容及び履行の方法等について定めることを目的とする。

2 施設の内容

- (1) 施設の名称 鳳公園
- (2) 施設の使命 鳳公園は、地域の防災力向上に資することを目的として平成18年に開設された公園で、災害発生時における一次避難地となっており、地域の防災活動拠点の役割を担う。
- (3) 設置年月 平成18年4月
- (4) 設置場所 堺市西区鳳南町3丁地内
- (5) 施設規模 面積 20,800 m²
種別 近隣公園（周辺の鳳南、鳳、福泉上小学校区を誘致圏とする。）
- (6) 施設内容 防災機能を発揮する独特の施設が整備されている。

主な施設	規模等	備考（災害発生時の利用など）
多目的広場	約 4,400 m ²	避難場所、救援物資集配所
シンボル広場	約 400 m ²	日時計を設置
トイレ・備蓄倉庫	約 53 m ²	トイレは汚水貯留機能付き 備蓄倉庫には防災備品等を保管
防災パーゴラ	大1か所 小2か所	備蓄倉庫のテント（備品）を設置
井戸・手くみポンプ	1か所	井戸水貯水槽から生活用水を供給
仮設トイレ	7基分	備蓄倉庫の組立式便所（備品）を設置
非常用水栓	1か所	井戸ポンプにより生活用水を供給
防災機能付き複合遊具	一式	収納庫のテント（備品）を張り避難施設に、かまど兼用ステップも設置
防火水槽	100 t	消火用水供給
ソーラー式照明灯	5か所	停電時にも点灯
ソーラー式時計	1か所	停電時にも作動
園内放送設備	一式	
防犯設備	一式	防犯カメラ設置
防火樹林	幅 約 10～20m 延長 約 300m	常緑樹を中心の植栽帯 火災の延焼を防止
ふれあい広場	約 4,400 m ²	避難場所

巨木の丘	約 450 m ²	
四季の森	約 2,000 m ²	
健康遊具	3 か所	
健康歩道	1 か所	
幼児用遊具	1 か所	
水飲み台	2 か所	

3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 堺市公園条例（昭和35年条例第18号。以下「条例」という。）第1条の目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

4 業務内容

(1) 施設の管理に関する業務

ア 施設の使用許可に関する業務

- (ア) 指定管理者は、条例第5条に基づき公園の使用許可を行い、条例第31条の規定により公園等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の自らの収入とする。ただし、都市公園法第5条に基づく公園施設設置管理許可及び同法第6条に基づく占有許可は市が行い、その使用料及び占有料は市の収入となる。
- (イ) 利用料金の額は、条例の規定の範囲内で、条例第31条に基づき指定管理者が市長の承認を得て定めること。
- (ウ) 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を行うときは、「公園緑地部が指定管理者制度を導入している公の施設における利用料金の減免に関する取扱い基準」に従うこと。なお、減免にあたっては差別的な取扱いがないようにすること。
- (エ) 指定管理者は、利用料金の還付を行うときは、「公園緑地部が指定管理者制度を導入している公の施設における利用料金の還付に関する取扱い基準」によって行う

こと。

- (オ) 指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存すること。

イ 人員の配置等に関すること

- (ア) 業務責任者を1名配置し、常に連絡がとれる状態を保つこと。
- (イ) 現場にて作業等を行う作業員や主に事務処理を行う事務員など、業務に必要な人員を適正に配置すること。
- (ウ) 配置する人員の勤務形態は、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、鳳公園における市民サービスの確保に支障がないようにすること。
- (エ) 配置する人員に対して、鳳公園の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために管理業務（作業）等に必要な研修（民間が開催する技術講習（剪定・遊具点検等）や危機管理、接遇・人権研修 等）を必ず行うこと。また、研修実施に際しては、市に計画書及び報告書を提出すること。
- (オ) 専門的知識及び技術を必要とする業務については、その業務に精通した者が遂行すること。ただし、精通する者がいない場合は、専門業者等と連携して業務を遂行すること。

ウ 広場等の利用の調整

広場等の利用について、公の施設であることを念頭において、特定の団体、個人に偏らないよう公平に使用できるための利用の調整を行うこと。（基本的に土・日・祝は使用の制限を行わないこと。）

エ 公園利用者への啓発

清潔で、誰もが安全・快適に利用できるよう、巡回活動等による公園利用者への公園利用マナー向上の啓発を行うこと。

- (ア) ペットの糞の始末
- (イ) ゴミの持ち帰り
- (ウ) バイクの乗り入れ禁止
- (エ) 花火、爆ちく等の火遊び禁止
- (オ) バーベキューの禁止
- (カ) カラオケ・楽器等で大きな音をたてる行為の禁止
- (キ) 危険な球技の禁止
- (ク) 深夜まで騒ぐ行為の禁止
- (ケ) その他迷惑行為の禁止

オ 防災公園としての利用管理

災害発生時に地域の防災活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、日常の

防災に関する周知啓発や地域団体等と密接に連携した防災訓練、防災設備・防災備品等の利用方法の講習等を行うこと。

- (ア) 指定管理者が主体となり、防災訓練を少なくとも年1回は実施すること。
- (イ) 防災に関する周知、啓発を月1回以上行うこと。
- (ウ) 災害時における公園の活用方法や公園までの避難ルートなどを地域の住民に周知し、災害時における学校や大型商業施設等との連携体制を構築すること。
- (エ) 公園の管理運営を通じて地域の防災力を向上すること。
- (オ) 防災に関する意識改善が図られるよう、地域住民を対象に広報活動を行うこと。

カ 苦情対応

公園利用者や近隣住民等からの苦情に対しては、必要に応じて市と協議を行って適切に対応すること。また、作業員不在時や管理業務以外に関する苦情については、適切に処理を行い、適宜関係部署に連絡又は報告を行うこと。

キ 事故や犯罪の予防

誰もが安全で安心して公園を利用できるよう、公園施設の安全性の確保、公園利用者の危険な行為の抑制、犯罪を誘発する要因の排除などを行うこと。

- (ア) 事故予防
 - ・遊具を始めとする公園の施設を常に安全な状態にすること。
 - ・施設に危険な状態があれば速やかに除くこと。
 - ・施設の危険な状態をすぐ除けない場合は使用停止の処置等を講じること。
 - ・広場等にガラス片等危険物がなく安心して利用できる状態を保つこと。
 - ・遊具については危険な利用がされないよう利用者への啓発等を行うこと。
- (イ) 犯罪予防
 - ・公園の見通しを確保すること。
 - ・不審者が居つくことやたむろするなどの不安を感じさせる状況を除くこと。
 - ・照明灯が正常に点灯していることを確認し、故障があれば速やかに修理、又は市に報告すること。
 - ・地域住民からの通報や苦情を受けて対応し、適宜管轄警察に協力を得ること。

ク 個人情報の安全管理措置

- (ア) 指定管理業務については、個人情報取扱特記事項に基づき安全管理措置を講じること。
- (イ) 指定管理業務以外の事業（自主事業）については、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第23条に基づいて個人情報取扱事業者として安全管理措置を講じること。
- (ウ) 利用者から個人情報開示請求があった場合について、保護法第33条に基づき適切に対応すること。ただし、指定管理業務に伴って取り扱う個人情報について、

市の保有個人情報に該当する場合（※）には、市の個人情報開示請求（保護法第76条）に該当することから、その旨を利用者に伝えること。

(エ) 個人情報の漏えい等が発生した場合には、保護法第26条第1項の規定に基づき個人情報保護委員会へ報告を行うこと。なお、漏えい等の対象が市の保有個人情報に該当する場合には、市が個人情報保護委員会に報告する義務があるため、直ちに市へ報告すること。

※当該個人情報について市が事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）場合は市の保有個人情報に該当します。

(2) 施設等の維持管理に関する業務

ア 適正な維持管理

鳳公園の施設、設備、器具備品の維持管理に際しては、常に利用者の安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって適正に行うこと。

イ 施設の管理

施設の運営に支障をきたさないよう、施設、設備、遊具等の点検を適宜行い、必要に応じ、危険回避、修繕、ポンプ管理（薬剤投入、フィルター交換等）を行うこと。また、施設の破損、不具合等が発生したときは、速やかに市に報告を行うこと。

なお、施設・設備・器具・備品の修繕については、次のとおりの取扱いとします。

(ア) 1件あたりの予定価格が250万円（税込）を超えるものについては、本市と指定管理者が協議を行い、本市が必要と認めるものについては、本市の責任と費用負担において実施することとする。

(イ) 1件あたりの予定価格が30万円（税込）を超え250万円（税込）以下のものについては、本市と指定管理者が協議を行い、本市が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と修繕費により実施することとする。また、本市の責任と費用負担においても実施できるものとする。

(ウ) 1件あたりの予定価格が30万円（税込）以下のものについては、指定管理者が本市に報告の上、指定管理者の責任と修繕費により実施することとする。

(エ) 指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず指定管理者の責任と費用負担で実施することとする。

(オ) 修繕費（エによるものを除く。）は予算を年額80万円（税込）と定め、年度協定に基づき各年度終了後に精算等を行うものとする。

ウ 器具備品の管理

施設の運営に支障をきたさないよう、器具備品の点検を行うこと。また、器具備品の破損、不具合等が発生したときは、速やかに市に報告を行うこと。

エ 美化管理

公園の日常清掃、ゴミやペットの糞の処分及び落書処理等を行い、常に公園利用者が清潔で、気持ちよく利用できる状態に保つこと。また、不法投棄されたごみを発見した場合は、現場写真を撮った後に、市まで連絡を行うこと。

オ トイレ管理

日常清掃や点検、トイレットペーパーの補充、異物除去等を行い、常に清潔で、気持ちよく利用できる状態に維持すること。

カ 植物管理

樹木が健全に生育し、花木が花を咲かすように、適切な灌水及び薬剤散布、施肥を行うこと。なお、枯死した樹木は放置せず、速やかに撤去すること。

(7) 樹木剪定

- a 鳳公園内の樹木の剪定及び刈込みを年1回以上行うこと。
- b 剪定した枝葉は、まとめてすみやかに処理するとともに、樹木周辺をきれいに清掃すること。
- c 動力式切断機（チェーンソー等）を用いた樹木剪定作業をする場合は、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）で特別教育及び安全衛生教育を要する業務」と規定されているので、教育修了者で行うことに努めること。

(イ) 薬剤散布

- a 薬剤散布について
害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。また、散布する場合は最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。
- b 隣接住民への周知
作業の前日までに、隣接の住民へ薬剤散布作業に関する「お知らせ」を事前に配布すること。また、作業当日の散布前にも、近隣住民に周知すること。
- c 安全管理
 - (a) 作業終了後は、使用機械器具類は良く洗浄しておくこと。
 - (b) 作業は、人体への影響を十分考慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等安全なものを着用し、歩行者をはじめ周囲の対象樹木以外のものにかからないように十分注意し、風上から風下に向けて行うこと。
 - (c) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法令及びメーカーで定めている使用安全基準、平成18年5月29日施行の食品（農作物、加工品を含む。）に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度等関連法令を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意す

ること。

(ウ) 灌水

夏の日照り等による乾燥に伴い、樹種・生育状況等により適切に灌水すること。

(I) 除草

- a 年4回以上行うこと。
- b 作業前に小石、瓦礫、空瓶、空き缶、粗大ゴミ、枯木等、作業に危険を伴う障害物を事前に処理すること。
- c 既存植物等をいためないよう配慮すること。
- d 除草作業による草の運搬については、事前にシート等で覆い風で飛び散らないよう行うこと。
- e 機械除草する場合は、使用機械は肩掛式刈払機（カッター式）を基本とし、作業従事者の身体を保護するため防塵眼鏡、前掛、レガース、ヘルメット、安全靴等を着用し、怪我の防止に努めること。また、作業中の安全対策として少なくとも作業位置を中心に20m以内に、人が立入らないよう対策を行うとともに、近隣に建築物、車両等が所在する作業箇所では小石飛散による破損防止シート措置を必ず行うこと。また、動力式刈払機を用いた刈払作業は、「安全衛生教育を要する業務」と規定されているので、教育修了者で行うことに努めること。

(オ) 施肥

肥料、施肥の種類及び各樹木の特性に応じて、施肥を適宜行うこと。

(カ) その他安全管理

- a 作業中は公園利用者、通行人及び自動車等に注意し、「剪定作業中」又は「除草作業中」、「清掃中」の看板・バリケード・ロープ・シート等により損傷を与えないように対策を講じること。また、必要に応じ保安要員による交通整理を行い歩行者、自転車等の安全を確保すること。万一、人や物に損傷を与えた場合、直ちに市に報告し、指定管理者の責めにおいて対処するものとする。
- b 交通誘導警備員は、業務の危険性を十分認識し、歩行者、自転車等の誘導整理・案内を職務とし必要以外の会話をせず、これに専念しなければならない。
- c 非常事態が発生したときは、臨機の処置をとり、直ちに市に連絡すること。
- d 業務に伴う器物の破損等の事故防止に努め、万一の場合は市に連絡をとるとともに、直ちにその対処に取り掛かること。

キ 備品等の貸与及び購入

現に鳳公園に設置している器具備品については、本市が指定管理者に無償で貸与する。その他管理業務に必要な器具備品及び消耗品は指定管理者が購入して設置す

ることとする。

ク 施設及び備品の原状変更

指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、指定管理者の発意による市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議の後、申請を行い、市が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとする。

ケ 現地調査

市は、必要に応じて施設、設備、器具備品の維持管理について現地調査を行うことができるものとする。

(3) その他

ア 緊急時等への対応

(7) 事件事故及び災害の発生時等の対応

利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。

緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとること。

(イ) 臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。また、市から指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができ、その場合、適切に対応すること。

(ウ) 避難所等の運営への協力

災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、本施設を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく避難施設に指定されている施設としての使用及びその他の災害対応について、市から要請があった場合には、市に協力すること。

(イ) 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

イ 関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、市と情報交換、業務の調整等を図る定期会議を四半期ごとに開催する。また、適宜市の関係課等との連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて連絡会議等に参加すること。また、近隣自治会と連携を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

ウ 市の主催事業への協力

市の主催事業について、開催時の施設使用や準備時の施設使用について、円滑な運営ができるように連携・協力を行うこと。

エ 規則、マニュアル等の作成

指定管理者が、管理業務に必要な規則、マニュアル等を作成する場合は、事前に市と協議すること。

オ 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、施設賠償責任保険に加入すること。

(ア) てん補限度額

a 対人賠償

- ・ 被害者1名当たりのてん補限度額 3,000万円以上
- ・ 1事故全体のてん補限度額 2億円以上

b 対物補償

- ・ 1事故全体のてん補限度額 1,000万円以上

(イ) 被保険者

堺市及び指定管理者

(ロ) 保険期間

指定期間と同じ期間とする。(年度ごとの加入でも可とする。)

(ハ) 保険加入の確認

当該指定期間前に保険契約を締結し、かつその証券またはこれに代わるものの写しを直ちに提出すること。

カ 市との協議

管理業務の実施に際して、仕様書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

キ 障害のある方への対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行に伴い、障害を理由とする差別の解消を目的に、障害のある方への適切な対応を行うための手話通訳士や要約筆記に係る謝礼等の実費については、指定管理業務

に限り、市の費用負担にて対応することとする。当該実費については、指定管理者が立替払いをし、事後に請求書および支払い事実を証明できる書類（領収書等）を市に提出することとする。指定管理者への支払い方法は、その都度、口座振込とする。

5 自主事業（任意）

指定管理者は、上記事業のほか施設の利用促進、利便性の向上等を考慮した事業等をあらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができる。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属する。また、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとする。施設の管理運営に関する管理運営業務と本自主事業は経理を区分し、本自主事業についても定期報告書（四半期ごと）で報告することとする。

なお、自主事業で開催するイベント等において、手話通訳士や要約筆記の対応を希望する利用者からの申し込みがあった場合は、イベント等の開催前にあらかじめ市へ報告することとする。

(1) 自動販売機等を設置する場合

指定管理者が本施設の土地や建物を利用し自動販売機等の設置や販売等の運営等をする場合は、公園施設管理許可申請書を提出し、管理許可を得る必要があり、その際に使用料が必要となる。（条例第12条第1項）

ア 許可期間

指定期間内を上限として、設置許可の期間（許可開始日の年度の3月31日まで）満了後も引き続き物件の設置許可が認められる場合がある。

ただし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとし、指定管理者の指定取消し等となった場合は、本許可についても取り消すこととする。

イ 仕様

設置場所	鳳公園		使用料	条例に基づく
設置台数	3台以内		主な利用者	公園利用者
外形寸法 (設置可能寸法)	幅	奥行	種類	清涼飲料水等
	1.3m	0.8m		

- ・使用料は実使用面積の合計（小数点第3位以下切り捨て）に990円を乗じた額（ただし、条例等の改正により面積単価の改正がある場合がある。）を本市（公園監理課）の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに納入すること。
- ・外形寸法上限には、使用済み容器回収ボックス、放熱スペース等を含む。
- ・密閉式とは缶、ペットボトルまたは紙パックで密閉された容器とする。
- ・自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所の確認が必要である。

- ・自動販売機及び使用済み回収ボックスの構造、機能、意匠等の詳細については、本市（公園監理課）と協議をする必要がある。

ウ 手続き

指定管理者が市の承認を得て、自動販売機等を設置することになった場合は、速やかに次の書類を市に提出すること。

- ① 公園施設設置許可申請書
 - ② 自動販売機及び回収ボックスの外寸図
 - ③ 取扱商品一覧表
 - ④ 別途 市から指示される資料（配置図・空き缶等のリサイクル方法等）
- ・自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者記載の契約関係書類の写しを添付すること。）
 - ・リサイクル工程（収集運搬、処分方法のわかるもの。）

エ 使用条件

- ① 法令の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許可を受けること。
- ② 販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う場合は、鳳公園利用者の活動に支障のないように行うこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ④ 施設利用者が水分を補給するために飲料を購入できるようにすることが自動販売機の設置目的である。販売品目は、酒類及びアルコールテイスト飲料を除く清涼飲料水等に限る。

オ 経費負担

① 光熱水費

自動販売機設置に係る電気料金は、専用メーターにて計測した使用量により計算した額を本市（公園監理課）に全額納入すること。なお、専用メーターの設置及び維持管理に係る一切の費用は、指定管理者の負担とする。

② 設置運営経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用、使用許可部分の清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理等、使用許可部分の維持管理に伴う経費、その他事業運営に係る一切の経費は指定管理業務とは別に計上し、指定管理者の自主事業による負担とする。

カ 維持管理責任

自動販売機の設置にあたり、次のことを遵守すること。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、指定管理者が責任を持って行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、指定管理者の責任にお

いて対応すること。また、故障時の連絡先を自動販売機の見やすい位置に明記すること。

- ③ 自動販売機には容器の回収ボックスを併設し、指定管理者において適切に回収、処理すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。（「ウ 手続き（もしくは提出資料）③空き等のリサイクル方法」に準ずる。）
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑤ 自動販売機等の設置については、転倒防止措置を講ずるとともに、利用者の安全確保のため、毎日設置状況を点検し安全の確認をすること。
- ⑥ 自動販売機等に異常があった場合は、自動販売機等の撤去など利用者の安全確保を重視して、適切かつ迅速に対応すること。
- ⑦ 事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合には、すべて自主事業を行う指定管理者の責任と負担において対処するとともに、直ちに本市に報告すること。

キ 原状回復

指定期間が満了したとき、または使用許可が取り消されたときは、自らの費用で、本市の指定する期日までに使用許可物件を速やかに原状に回復すること。

ク 損害賠償

自主事業を行う指定管理者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部または一部を滅失、または棄損したときは、当該滅失または棄損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

また、使用許可書及び本実施要領に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。

6 市として求める目標・水準

区分	項目	目標・水準等
(1) 適正な管理運営の確保に関する目標	利用者の安全確保	施設等の点検を年4回以上行う
(2) 利用者サービスの向上への取組に関する目標	防災に関する体制強化	防災に関連する講習等を年1名以上受講する
(3) 収支に関する目標	収支の均等	収益事業が限られた業務のなか、収支のバランスを保つ

7 鳳公園配置図等



① 手くみポンプ

災害時、避難者の生活用水を井戸水貯水槽より手動にてくみ上げるポンプです。日常は井戸水（水は飲むことはできません）をくみ上げる体験用のポンプとして利用します。

③ ソーラー式照明灯 ④ ソーラー式時計

太陽光発電による充電で、点灯します。太陽光発電により時計を動かします。

⑥ 防災パーゴラ

災害時には付属のテントを使って避難施設として利用することができます。

② 仮設トイレ

災害時、組立式便所を設置して非常用トイレとして利用できます。7基設置可能。

⑤ 防災器具収納機能付き縁台

内部に防災器具等が収納されています。

⑦ 防災機能付き複合遊具

⑧ かまど兼用ステップ

災害時・緊急時に付属のテントを使って避難施設として利用することができます。ステップは災害時に座板をはずすとかまどとして利用できます。(5基)

⑨ 備蓄倉庫(びちくそうこ)

災害時に備え、非常用トイレの組立式便所や付属テント等を保管する倉庫です。

⑩ 井戸(いど)

日常はトイレの流し水や草木の散水用水、災害時は生活用水を確保する井戸です。

⑪ 非常用水栓(ひじょうようすいせん)

災害時、上水道が停止しても井戸ポンプにより生活用水のくみあげが可能です。

⑫ 井戸水貯水槽(いどみずちよすいそう)

災害時、井戸水を避難者の生活用水(飲むことはできません)として溜めておくための水槽です。

⑬ トイレ(汚水貯留機能付き(おすいちりゅうきのかうつき))

災害時、上水道が停止してもトイレの利用が可能です。

⑭ 日時計(ひどけい)

太陽が作り出す影により時間を知ることができます。

⑮ 物資積み降ろし場(ぶつしつみおろしば)

災害時、救援物資を搬入する重畳車両の進入、積み降ろしが可能な広場です。

⑯ 防火樹林(ぼうかじゅりん)

火災による延焼を防ぐための林です。

⑰ 防火水槽(ぼうかすいそう)

火災の消火等に使用する水槽です。(100t)

